

トラック奈良

3

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和7年]2025

No.371



奈良県庁から「「日本」始まりの地 飛鳥・藤原」号出発

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

日本ローカルネットワークシステム 近畿地域本部大会

日：令和7年2月15日(土)

場所：新大阪ワシントンホテルプラザ

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 近畿地域本部大会が、新大阪ワシントンホテルプラザにて開催されました。



▲写真前列右から、阪本会長（和歌山県トラック協会）、塚本会長（奈良県トラック協会）松田会長（滋賀県トラック協会）、木南会長（兵庫県トラック協会）、坂田会長（大阪府トラック協会）、平島会長（京都府トラック協会）、坂本会長（全日本トラック協会）



近畿交通共済協同組合のブースには、危険予測運転体験ができるドライブシミュレータが設けられていました。

日本ローカルネットワークシステム近畿大会	巻頭
中小運送事業者のためのDX推進セミナー	2
法令遵守セミナー	4
優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式	8
安全衛生推進者のための労働災害防止セミナー	10
第2回運行管理者試験対策講習会	11
青年部会全国大会に参加	12
奈良県トラック協会 吉野支部通常総会	13
フジホールディングス(株)広報担当来訪	14
飛鳥ナンバー協議会から来訪	15
三宅町へ交通安全事故防止啓発品	16
高齢者の交通事故防止啓発品	17

■ 全ト協から

第128回 トラック運送業界の景況感(速報)	18
飲酒運転撲滅を目指して	22
軽油価格調査集計表(2024年12月)	24

■ 奈ト協から

KIT事業の案内	25
----------	----

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	26
---------------	----

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	28
----------------	----

■ 奈ト協から

トラックの構造上の特性	30
事業用自動車事故事例No.115	31
適正化事業・巡回指導報告書	32
3月・4月の行事(予定)表	33

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	34
----------------	----

■ 奈良運輸支局から

奈良運輸支局からのお知らせ	35
堀井 巖 自民党奈良県連会長来訪	35

■ 近畿運輸局から

近畿運輸局からのお知らせ	36
--------------	----

自動車関係功労者(従事者)近畿運輸局長表彰受賞	38
飛鳥ナンバー「ラッピングトラック」お披露目式	巻末

中小運送事業者のためのDX推進セミナー

日時：令和7年1月21日(火) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者 10名

AI（人工知能）など先進的なデジタル技術を駆使し、物流業務の変革を推進する「DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略」のポイントを解



▲講師の森高弘純氏

アナログからデジタルへ

人手不足が恒常化するトラック運送業界では近年、配車や運行管理などをアナログからデジタルに移行し業務を効率化する

フェーズ1は紙で運用しているアナログの帳票や管理簿をデジタルシステムに転換する初期段階のもの。自動的にデータが取得できるドラレコ、デジタコなどの導入もフェーズ1に該当する。デジタコと社内のパソコンのデータ解析ソフトを連携させ、ドライバーの運転状況を評点化し、安全運転の指導を行っている事業者の取り組みはフェーズ1といえる。

説するセミナーが開かれました。講師は近代経営システム研究所の森高弘純代表。講義のあとは、(株)TUMIX（静岡市）の仲元隆生氏が配車システム、

動きが広がりつつある。その流れは、時間外労働時間がより厳しく規制されるようになった「2024年問題」を機に加速。デジタルデータを集約・分析して経営課題を浮き彫りにし高収益化につながる事業戦略を立案・実行に移す「物流DX」にも関心が集まっている。業務の効率化には荷主との情報共有や連携も欠かせず、本格的なデジタル化は避けては通れない。

物流DXが目指すのは「輸送の総合生産性」を最大限に高め

フェーズ2は、こうした取り組みから一歩踏み込み、AIやIoT（モノのインターネット）といった高度なデジタル技術を活用し、クラウド環境下などで業務の合理化や効率化を推進する段階。具体的には配車や動態管理、点呼などを自動化するITシステムの導入がこれに相当する。グーグルマップと連携した運行指示書作成システムの導入などはフェーズ2の取り組み。出発地と到着地を指定すると距離と時間を瞬時に計算して走行ルートや休憩地、到着予想時間が設定できる。配車に慣れていない担当者でも短時間で運行指示書を作成できるのが特徴。

(株)ナブアシスト(群馬県高崎市)の坂木亜津希氏が自動点呼システムの特徴や操作方法を説明しました。セミナーの主な内容は以下の通りです。

ること。総合生産性はトラックの運行効率（積載率、実働率、実車率）を高め、空車時間や待機時間などの非稼働時間を削減し、稼働率を上昇させるとアップする。

予算に制約がある中小企業では、物流DXを3段階のフェーズに分けて考え、IT機器やシステムの導入を検討すると業務のデジタル化がスムーズに運ぶ。

フェーズ3のポイントは、業務のデジタル化によって得られたデータを活用し、自社の経営課題を可視化。目標とする経営のあるべき姿との差異を客観的に把握することで改善すべき点を明確にする。事業構造の再構築を進め、その成果を定着させて安定的な高収益体質を実現する。そして新たな経営課題を見つけ出し、同様の手法で経営の高度化を推し進める好循環を創出することがDX戦略の目指す方向である。

フェーズ3 「DX経営」のメリット

客観的データに基づいた意思決定を行うことで、合理的な経営ができる。

改善目標を全社員が共有できるデジタル化して明確に示すことができる。

現状や改善の進捗をデジタルに確認でき、社員も納得する。

待機時間や積卸時間を正確なエビデンス(データによる証拠)を持って交渉できる。

成功事例

こうしたサイクルの創出に成功した中小企業の一社が南国運送（高知県）である。配車から運行管理、顧客への請求書発行までをデジタコと連携してデジタル化し、待機時間の削減やドライバーの拘束時間、労働時間の短縮に短期間で成功。さらにドライバーの勤務時間当たりの売上高をデータ化することに

よって収益性の向上も実現した好例。待機時間の削減や拘束・労働時間の短縮は1ヶ月で効果が出ており、空車のデータを荷主に提供し、空車率を低減することで時間当たりの往復運賃のアップにも成功している。同社は従業員20人の中小企業だが、着実に成果が出た好例といえる。

DX戦略を推進するに当たってはセキュリティ対策にも万全を期していただきたい。中小企業だからといってサイバー攻撃を受けないことはない。荷主にも被害が及ぶサイバー攻撃に注意しすぎるということはない。



法令遵守セミナー

日時：令和7年1月30日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：35名

(公社)奈良県トラック協会では、関係する行政機関の協力を得て、輸送の安全確保、交通事故防止、労働災害防止、法改正などの法令遵守について理解を深めるためのセミナーを実施しました。主な内容は以下の通りです。



〈県内の交通情勢等について〉

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 三宅 太氏



▲奈良県警察本部 三宅 太氏

奈良県内の交通事故は、過去10年のデータでみると、人身事故の件数と死者数は減っている

が、全事故件数に対する高齢者の割合は増えている。令和6年中では人身事故件数2,450件、死者数23人で死者数は昭和22年以降最少。そのうち約6割は高齢者。事故の約半数は追突。酒酔い運転は欠格期間3年など、飲酒運転への行政処分罰則規定は厳しくなっている。

最近の道路交通法改正では、自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定が整備さ

れ、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科される。※交通の危険を生じさせた場合は6月以下の懲役または10万円以下の罰金。また自転車の酒気帯び運転等に関しても運転をした者はもちろん自転車を提供した者にも3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される他、酒類の提供者・同乗者も厳しく罰せられる。各事業所で注意喚起をしてほしい。

〈フリーランス新法と労働者性の判断について〉

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 山中 靖代氏

フリーランスの取引に関する法律「フリーランス・事業者間取引適正化法」が令和6年11月に施行された。フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための法律で、フリーランスの方へ業務委託する場合にトラブルがないよう、発注事業者側の義務が定められている。具体的には業務委託する場合、書面により業務内容や報酬の額、支払期日など所定の項目を記載しないとイケない。近年、働き方が多様化し、フリーランスと

して働く方の中にも、実態としては労働基準法（昭和22年法律第29号）上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないケースが指摘されている。

厚生労働省では請負契約や委任契約といった形式にとらわれることなく、労働者かもしれないフリーランスの方からの相談窓口を労働基準監督署内に設けている。また労働基準法に違反



▲奈良労働局 山中靖代氏

するかどうかを判断するためのチェックリストがあるので、そういったものを活用し、業務を発注する場合は、トラブルのないようにしていただきたい。

《自動車監督の実施状況について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 専門監督官 古元 寿氏



▲奈良労働局 古元 寿氏

陸上貨物運送業（トラック）に係わる監督指導の結果、全国の違反率は横ばい。改善基準告示違反の比率が高く、割増賃金に係わる違反が多いので37条違反（割増賃金）の適正化に取り組みたい。統計資料では50人以上の事業場の対象数が少ないので

比率があがりやすいが、小さい事業場で違反率が高い傾向にある。労働基準監督署には悪質な違反の通報があるが、改正以前の改善基準告示を念頭にしての通報があるので、新基準での運用してほしい。

《陸上貨物運送事業における労働災害防止について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 生地 廣行氏

全産業と道路貨物運送業の労働災害発生状況をみると、過去10年、全体の約1割を道路貨物運送業が占めている。運送会社の災害で多いのは墜落・転落。次に動作の反動等（腰痛やぎっくり腰）、激突、転倒の順。こういった時に事故が起きているかということ、約7割が荷役作業中。トラックの荷台からの積みおろし時に墜落・転落や動作の反動、激突事故を起こすケースが多い。

令和5年度、過労死等の労災補償で、脳や心臓疾患の状況をみると、請求件数・支給件数とも道路貨物運送業が最も多く、職種では自動車運転従事者（輸

送・機械運転従事者）となっている。交通事故による死亡災害は大きく減っているが、交通事故以外の死亡者数は減っていない。墜落・転落によるものが大幅に増えている。ケガにおいても墜落・転落による災害が最も多い。その起因物はトラック。最大積載量5トン以上のトラックからの災害が約半数を占めており、2トン以上5トン未満のトラックでも3割以上発生している。そのため令和5年10月に法改正があり、2トン以上のトラックにも昇降設備の設置や作業時に保護帽の着用を義務付け、テールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象に追



▲奈良労働局 生地廣行氏

加するなどした。また、健康診断は受診することが目的ではない。実施後の対応が大事。産業医がいない会社でも、地域産業保健センターでは無料で、異常所見のある人を診てくれる。県内に4ヶ所のセンターがあるので最寄りのセンターで相談をしてほしい。

《改正物流法とその他最近のトピックについて》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 中熊 亮弘氏



▲奈良運輸支局 中熊亮弘氏

国土交通省では物流効率化のための措置として、すべての荷主（発荷主・着荷主）と連鎖化

事業者（フランチャイズチェーンの本部）に対して、積載効率の向上、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮を目指すことに対して努力義務を課し、そのための判断基準を示した。また多重下請構造是正のため、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務、燃料サーチャージ等を含む）等について記載した書面の交付を義務付けた。さらに運送利用

管理規程の作成・運送利用管理者の選任、実運送体制管理簿作成、貨物軽自動車運送事業者への安全対策の義務化を令和7年4月から施行する予定。また、軽トラックによる事故がこの6年間で倍増していることから、軽トラック事業者に対しても管理者の選任と講習の受講、国土交通大臣への事故報告を義務付けた。

荷主等への適正な価格転嫁の

ため標準的運賃を平均8%上げ、多重下請構造是正のため元請運送事業者は実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することとし、下請構造の見える化をはかっている。労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を令和5年11月に内閣

官房と公正取引委員会の連名で策定し、発注者、受注者の採るべき行動や求められる行動を示している。こうした取組みの実効性を担保するため令和5年7月、トラックGメンを発足させ、1,000件超の荷主等には是正指導を行うなど、着実に成果を挙げて

きている。一方、倉庫業者からの意見聴取や情報収集も必要なことから、実効性をさらに高めるため、令和6年11月よりトラックGメンを「トラック・物流Gメン」に改組し、規模を拡大して是正指導にあたっている。トラックGメンの活用をお願いしたい。

《近年の監査の状況と行政処分基準の改正について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 豊田 誠亮氏



▲奈良運輸支局 豊田誠亮氏

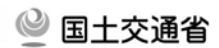
飲酒運転に対する行政処分が大幅に厳しくなった。令和6年9月に改正され、10月に施行された行政処分基準では、新たに指導監督義務と点呼実施義務に

ついて違反行為を設けている。飲酒運転防止に係る指導監督が未実施の場合、酒酔い・酒気帯び運行の業務と同じ初違反で100日車、再違反で200日車の処分となる。現行と同様、行政処分に加えて最長14日間の事業停止処分も付加される。

また処分量定（違反件数に比例した処分の導入）を上げ、より厳しくなっている。勤務時間等改善基準告示の遵守違反5件以下だと初違反は警告、再違反は10日車で変更なし。6件以

上だと初違反では未遵守1件につき2日車。再違反だと未遵守1件につき4日車となる。点呼の実施違反は未実施19件以下は変更なしで、20件以上から初違反で未実施1件につき1日車、再違反だと未実施1件につき2日車となる。令和5年、近畿管内では168件の違反があったが、約6割は過労防止等違反だった。また、今後は健康起因事故が多いことから定期健康診断等の未受診に対しても処分強化が検討されている。

自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正について



令和6年9月改正・10月施行

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化 トラック、バス、タクシー

- 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運行の業務に加え、新たに指導監督義務と点呼実施義務について違反行為を設ける（それぞれの違反行為について加算）※1、2

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運行の業務	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施 新設	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る点呼が未実施 新設	初違反	100日車
	再違反	200日車

- ※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外
- ※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

点呼未実施となる例

- ・ 全く点呼をしていない
- ・ 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼
- ・ 運行管理者、補助者の自己による点呼（セルフ点呼と言われるもの）
- ・ 遠隔地など運行上やむを得ない場合を除いて、対面でしなといけない点呼を電話、その他の方法で実施した点呼
- ・ 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼
- ・ 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入) **トラックのみ**

●勤務時間等基準告示の遵守違反

令和6年9月改正・10月施行

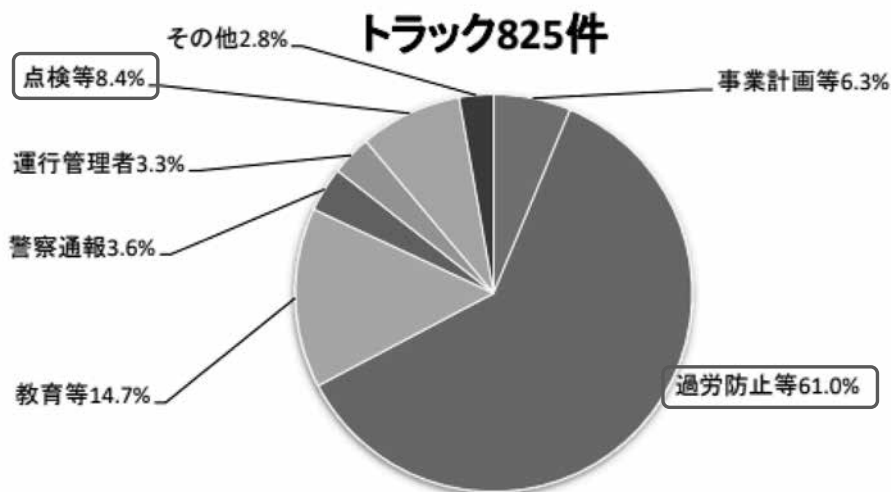
未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	改正前 10日車	改正後 2日車/ 未遵守1件	改正前 20日車	改正後 4日車/ 未遵守1件
16件以上	改正前 20日車		改正前 40日車	

●点呼の実施違反

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	改正前 10日車	改正後 1日車/ 未実施1件	改正前 20日車	改正後 2日車/ 未実施1件
50件以上	改正前 20日車		改正前 40日車	

令和5年度 行政処分等の違反内容 (近畿管内)

行政処分等件数168件 (トラック)



トラックについては、他の業態（バス・タクシー）と比較して、乗務時間、点呼関係の違反の割合が多い傾向がある。

優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式

日時：令和7年2月5日(水) 午前11時～
場所：奈良県トラック会館 2階

36事業所と28名の運転者を表彰

冒頭、(公社)奈良県トラック協会の塚本哲夫会長が「(業界は)時間外労働の上限規制と改善基準告示への対応のため、価格転嫁に向けた運賃交渉相談会や標準的な運賃活用セミナー、人材確保・労働環境改善セミナー等を開催している。(皆様には)今後も『輸送の安全』を最優先とし、トラック運送業界の発展のため、更なる活躍を期待申し上げる」とあいさつ。

来賓の本田泰彦奈良運輸支局

長は「国土交通省では物流の安定化に向け、運賃引き上げのための新たな標準的運賃の告示、標準運送約款の改正やトラック物流Gメンを組織し、適正な取引環境の整備に向けて体制を強化するなど様々な施策を講じている。みなさまの受章(賞)はこうした国の取組を後押しし、業界全体の底上げにつながる大きな力。今後とも物流が滞ることのないよう健全な事業運営に努めていただくとともにプロド

ライバーとして安全運転はもちろんのこと後輩の育成や業界全体のレベルアップにご尽力をいただきたい」と祝辞を述べました。



▲あいさつする本田泰彦支局長

優良事業所表彰式

令和6年1月から12月の適正化事業指導員による巡回指導において、評価が「A」、かつ「適

の判定が95%以上であった事業所に対して、公益社団法人奈良県トラック協会会長より表彰さ

れた36事業所は下記の通りです。

〈優良事業所表彰〉

株式会社ING 本社営業所
愛知ミタカ運輸株式会社 奈良営業所
アキタ株式会社 奈良営業所
池田運送店 本店営業所
F-LINE株式会社 八尾物流センター 奈良出張所
株式会社カネミ 奈良営業所
近畿福山通運株式会社 奈良支店
近物レックス株式会社 奈良支店
株式会社KT Logistics 本社営業所

佐川急便株式会社 御所営業所
佐川急便株式会社 天理営業所
佐川急便株式会社 奈良営業所
株式会社ジェイ・ロジコム 奈良営業所
株式会社シバテック 本社営業所
株式会社大紀 大淀営業所
有限会社土具配送 天理営業所
奈相流通株式会社 本社営業所
奈良三笠運輸株式会社 本社営業所

奈良郵便輸送株式会社 奈良営業所
日本通運株式会社 奈良事業所 自動車営業課
日本郵便株式会社 奈良中央郵便局
日本郵便株式会社 大和郡山郵便局
阪急阪神エスレート・サービス株式会社 奈良営業所
株式会社ベジフルバリエ 本社営業所
御厨運送株式会社 奈良営業所
みなと運送株式会社 奈良営業所
株式会社明翔ライン 奈良共配センター



〈優良事業所表彰〉

株式会社メンテナンス・コシバ 本社営業所
 森田運送株式会社 本社営業所
 八木日進運送株式会社 本社営業所

ヤマト運輸株式会社 生駒営業所
 ヤマト運輸株式会社 桜井営業所
 ヤマト運輸株式会社 十津川営業所

大和急行運輸株式会社 本社営業所
 株式会社やまのべ 本社営業所
 山本商事株式会社 本社営業所



優秀運転者顕章（金・銀）伝達式

（順不同、敬称略）

トラック運送事業の運転者として、永きにわたり運転の業務に従事し、その成績が優秀で

あった方に対して、公益社団法人全日本トラック協会会長より表彰された金・銀十字章の受章

者28名は下記のとおりです。

〈金十字章〉

満20年以上、無事故無違反
 6名受章

瀬口 二三夫 愛和運輸倉庫株式会社
 高岡 秀臣 株式会社川本カーゴ
 森下 淳平 近畿福山通運株式会社
 奈良支店
 三好 茂 株式会社シバテック
 玉岡 伸之 福住運輸倉庫株式会社
 東 和樹 正亀運送株式会社

〈銀十字章〉

満10年以上、無事故無違反
 22名受章

河内谷 洋平 愛和運輸倉庫株式会社
 釘岡 征男 愛和運輸倉庫株式会社
 迫田 学 愛和運輸倉庫株式会社
 富田 龍一 愛和運輸倉庫株式会社
 平田 和也 愛和運輸倉庫株式会社
 吉田 雄哉 株式会社OBS
 村田 優也 株式会社川本カーゴ
 大東 清訓 近畿福山通運株式会社
 奈良支店
 境 竜一 近畿福山通運株式会社
 奈良支店

坂口 宗一郎 近畿福山通運株式会社
 奈良支店
 前 慎司 近畿福山通運株式会社
 奈良支店
 村山 善宣 近畿福山通運株式会社
 奈良支店
 能勢 明人 大協株式会社
 上田 秀太 福住運輸倉庫株式会社
 新 誠 福住運輸倉庫株式会社
 高橋 隼人 福住運輸倉庫株式会社
 中南 裕貴 福住運輸倉庫株式会社
 森川 泰行 福住運輸倉庫株式会社
 藤本 豊 株式会社物流サポート
 西本 敬 誠運輸株式会社
 畠中 誠 誠運輸株式会社
 置田 俊弘 丸八運輸株式会社



安全衛生推進者のための労働災害防止セミナー

日時：令和7年1月28日(火) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者 16名

労働災害防止に取り組む安全衛生推進者のためのセミナー。講師は陸上貨物運送事業労働災害防止協会の中尾陽氏（安全管理士）。「陸運業の安全衛生管理実務必携」をテキストにパワーポイントを使って、実務や災害事例などを詳細に解説。2時間30分の講習の後、各参加者には受講証明書が手渡されました。セミナーの主な内容は以下の通りです。



▲講師の中尾 陽氏

(1) 陸運業における労働災害発生状況

令和5年の労働災害による死亡者数は全国で110名、死傷者数は1万6,215人。死亡者の60%が10～49人の事業場で死傷者も50%を占める。陸運業では運転席からの下車時の災害が多い。

(2) 安全衛生推進者の職務

安全衛生推進者は主に次の8項目の職務を担う。①施設、設備等の点検、②作業環境・作業方法の点検、③健康診断健康の保持増進のための措置、④安全衛生教育の実施、⑤異常な事態における応急措置、⑥労働災害の原因の調査及び再発防止対策、⑦安全衛生情報の収集と労働災害・疾病・休業等の統計の

作成、⑧関係行政機関への安全衛生に係る各種報告と届出。

(3) モデル安全衛生管理規程

労働災害防止の活動を組織的かつ効果的に進めるため、安全衛生管理体制、各級管理者の職務と権限、従業員の遵守事項を分かりやすく明文化した「安全衛生管理規程」を個々の事業場の作業形態や組織の実態に則したものとなるよう作成しないとイケない。作成の際は従業員代表の意見を求めた上で労使が合意できるものとし、変更するときも同様に明文化する。そうして同規定を職場の見やすい場所に掲示するなど周知する必要がある。陸災防のホームページの会員専用サイトから「安全衛生管理規程」のモデルをダウンロードできるので活用してほしい。労働者10～49人の事業場を想定しているが、50人以上の規模にも対応。

(4) 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

災害発生時には被災者の救護が第一。次に労働者死傷病報告を提出し、災害発生の原因を調査、再発防止のための対策を検討する。また施設や設備、作業環境を点検し必要な措置を講じる。安全衛生教育を通して、労働者にも考えてもらい、注意喚起を促す。

安全衛生推進者は各種報告から届出まで多岐にわたる大変な仕事。職務の①から⑧を見つめ直して労災防止活動に役立ててほしい。



▲陸災防発行のテキスト

令和6年度 第2回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（5時間）

日時 令和7年1月18日（土）10:00～16:00 出席34名（27社）

模擬試験の実施／解答、解説（5時間）

日時 令和7年2月2日（日）10:00～16:00 出席38名（20社）

講師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所 チーフ 向山 諒氏

令和7年2月15日（土）から始まる令和6年度第2回運行管理者試験に向け、会員事業者の従業員を対象に講習会を開催しました。1月18日（土）は関係法令や実務上の知識、試験のポイントの解説が行われました。2月2日（日）には模擬試験、解答解説が行われました。

講習終了後のアンケートでは受講者のおよそ半数が初めて運行管理者試験を受験すると回答があり、全体の9割以上の受講者から参考になったと回答がありました。

なお、運行管理者試験はCBT試験（Computer Based Testing）のみで行われ、令和7年2月15日（土）から令和7年3月14日（金）の期間で実施されます。



青年部会全国大会に参加

日時：令和7年2月14日(金) 午後2時～5時15分
場所：京王プラザホテル（東京都新宿区）

参加者：山崎和哉（㈱カドラスエクスプレス）
縦木一弘（モミキ運送㈱）
鳥山和範（天理総合運輸㈱）
吉岡顕彦（吉岡運送㈱）
八田光博（奈相流通㈱）
大西 徹（事務局）



2月14日（金）に京王プラザホテルにおいて、令和6年度（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会が開催され、全国から青年経営者ら700名、奈良県からは6名が参加しました。

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰の授与式が行われ、今年度、銀賞を受賞した茨城県の大隅物流有限会社より「医薬品輸送における国際品質認証制度『CEIV Pharma』認証の取得と継続更新」について事業発表がありました。国内のトラック運送事業者として、初めて国際品質認証制度の認証を取得することで、高い輸送品質を実現。政府から新型コロナウイルスワクチン輸送業務を受注するなど取引が拡大したほか、人材確保・定着、従業員のモチベーション向上等にも良い効果が生じていると説明がありました。

研修では、藤原和博氏による「AI時代の戦略的『モードチェンジ』のすすめ」をテーマに講演がありました。



奈良県トラック協会 吉野支部通常総会

令和7年2月8日（土）、奈良県トラック協会吉野支部通常総会が開催されました。櫻本貴大 支部長の挨拶の後、令和6年度の決算報告、令和7年度の役員候補者等について審議され、いずれも承認されました。



▲前列右から2人目が櫻本支部長



▲家長事務担当

フジホールディングス（株） 広報担当来訪

令和7年2月6日（木）、フジホールディングス（株）社長室の広報担当、吉嶋美佳課長から奈良県トラック協会が取り組んでいる交通事故防止事業について、聞き取りがありました。

当協会の基本的な事項は、輸送の安全最優先であり、そのためにはトラックドライバーの安全をいかに守るかが不可欠。地域と連携した交通事故防止対策のため、協会は、蓮花一己 帝塚山大学客員教授名誉教授の監修にかかる交通安全啓発資料を、会員、自治体、関係団体に配布し、相互に連携して事業に取り組んでいることを説明しました。



▲吉嶋美佳 課長

飛鳥ナンバー協議会から来訪

日時：令和7年2月21日(金) 午前10時～
場所：奈良県トラック会館

飛鳥川流域の知名度向上や地域、観光振興を図るため「飛鳥ナンバー」を導入、管理する飛鳥ナンバー協議会（参加組織・橿原市、高取町、明日香村、田原本町、三宅町等）の寄付金部会事務局である、三宅町 みやけイノベーション推進部 竹谷公秀部長、産業振興課 幸田美和課長、吉本卓矢主事が来訪されました。

飛鳥ナンバーを付けた大型トラックに、協議会から提供されたデータを元にデザインした「ラッピングトラック」のお披露目式日程等の説明がありました。



▲写真右から竹谷部長、幸田課長、吉本主事

三宅町へ交通安全事故防止啓発品

令和7年2月21日（金）、三宅町へ、高齢者の交通事故防止のためのヨコミエライト、啓発用冊子等を持参しました。

森本典秀 総務部長が対応され、「事故防止のため、今後どのように使わせてもらうかよく検討し、活用させていただきます。」と話をされました。



▲森本部長

高齢者の交通事故防止啓発品

日：令和7年2月21日(金)

場所：大和郡山市

高齢者の交通事故防止のための啓発品（ヨコミエライト、冊子）を、大和郡山市交通防犯対策課に届けました。

上谷課長が、「地域の高齢者の交通安全啓発のため、有効に使わせていただきます。」と対応していただきました。



▲ 右から2人目が上谷課長



▲ 渡辺室長

第128回 トラック運送業界の景況感（速報）

第128回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和6年10月～12月期

2024年12月の日銀短観によれば、大企業製造業の業況判断DIは前回調査から1ポイント上昇し「14」となった。これは2四半期連続の改善であり、製造業全体の景況感が回復傾向にあることを示すものである。

こうしたなか、トラック運送業界では、運賃や料金は改善基調にあるものの、燃料費や物価の上昇に伴うコスト増分を十分に転嫁できず、営業利益の改善には至っていない。一方で、実働率や実車率の向上により輸送効率が改善し、さらに輸送数量も増加した結果を受け、業界の景況感は前回の▲29.1から▲18.2へと10.9ポイント改善した。

来期（2025年1月～3月期）の見通しは、引き続き人手不足や物価高の影響が続くと予測されることから、景況感は今回の▲18.2から▲26.6へと8.4ポイント悪化する見込みである。

トラック運送業界は輸送量や運賃の上昇により一時的に景況感が改善したものの、依然としてコスト上昇圧力が強く、利益を圧迫する事業環境が今後も継続することが示唆される。

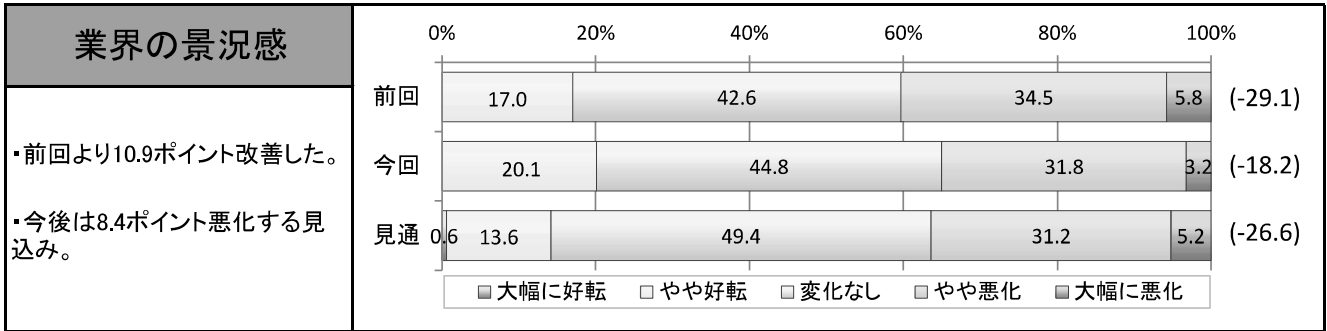
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

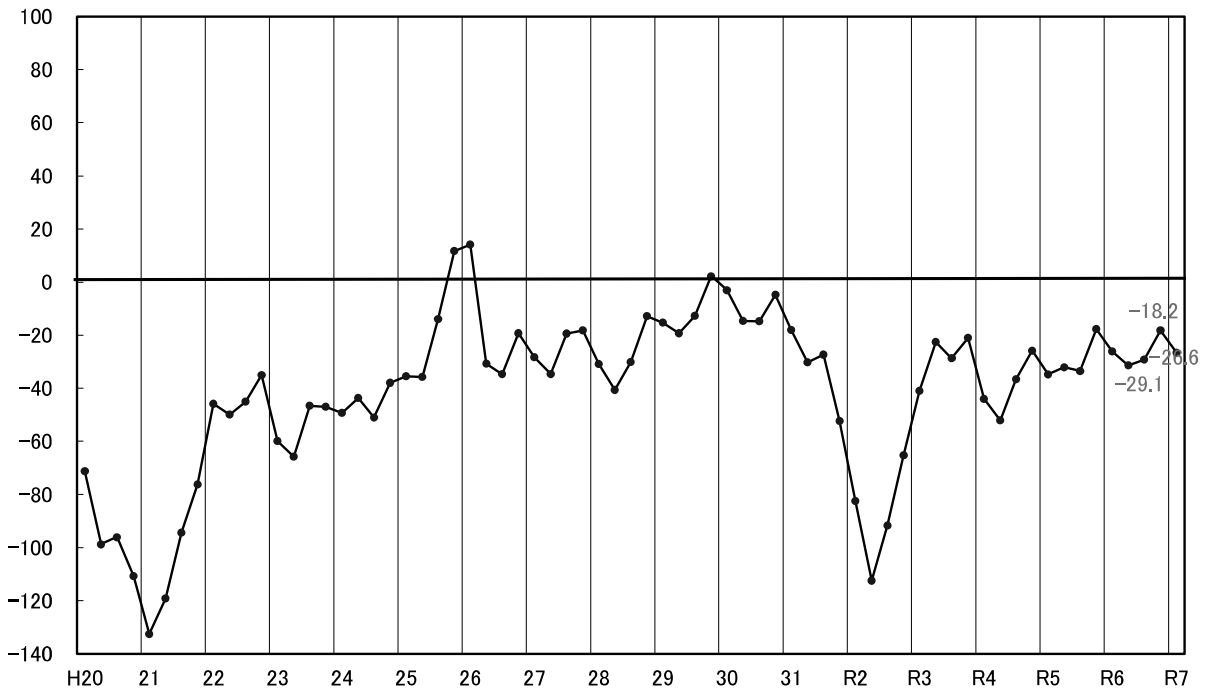
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感:今回(令和6年10月~12月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・実働率や実車率の向上により輸送効率が改善し、さらに輸送数量も増加した結果を受け、前回の▲29.1から▲18.2へと10.9ポイント上昇した。
今後の見通し	・来期の見通しは、人材不足や物価上昇によるコスト増加の影響を受け、業界の景況感は、▲26.6(今回▲18.2)と8.4ポイント悪化の見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1)各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R6.7月~9月期)の状況、中段は今回(R6.10月~12月期)の状況、下段は今後(R7.1月~3月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2)各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

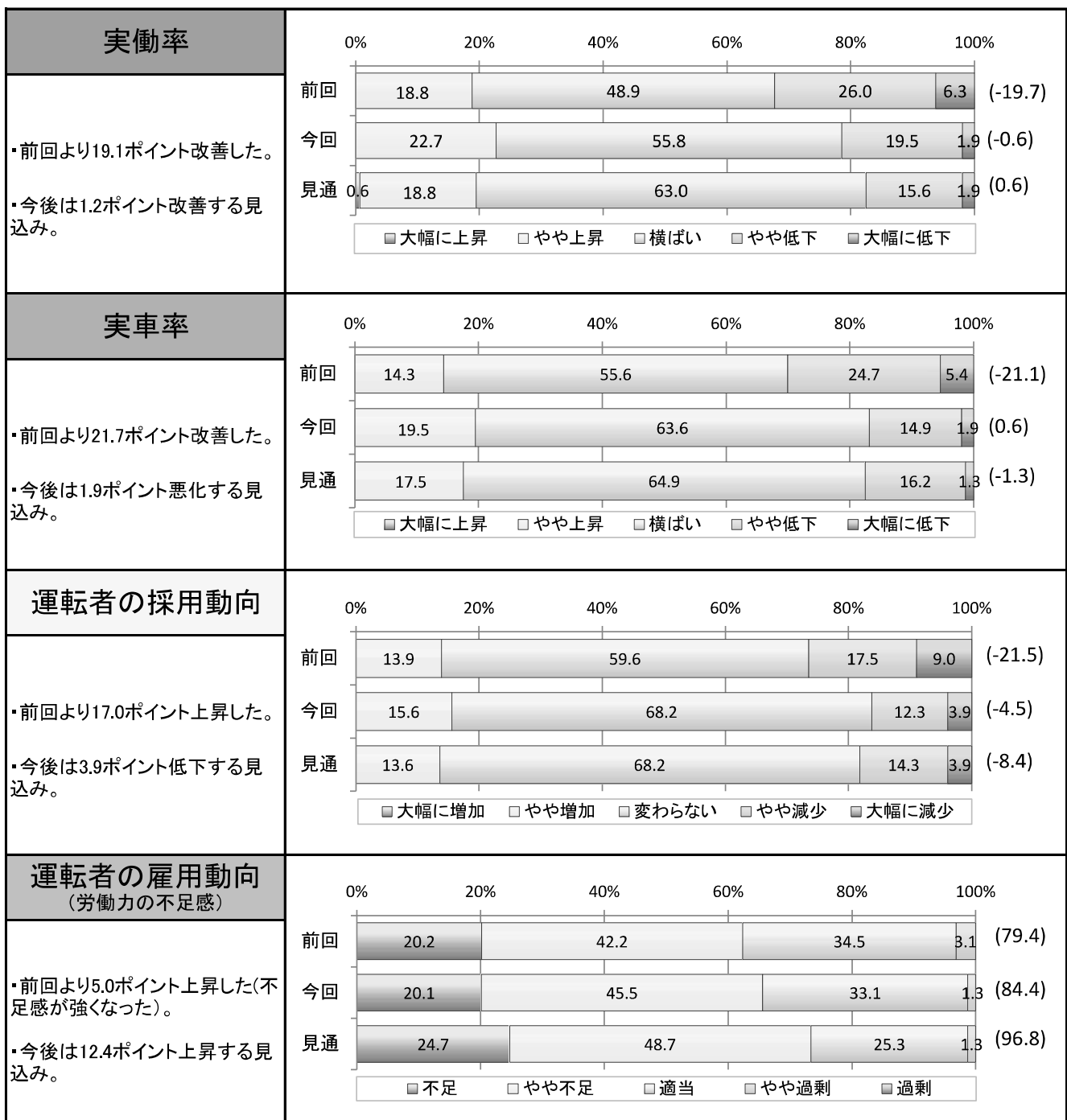
(注3)各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1~5の回答数の和)

指標 = {(+2×a1) + (+1×a2) + (0×a3) + (-1×a4) + (-2×a5)} ÷ A × 100

2 共通の概況①:今回(令和6年10月~12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲0.6(前回▲19.7)と19.1ポイント改善、実車率は0.6(前回▲21.1)と21.7ポイント改善し、輸送効率は改善した。 ・運転者の採用動向は▲4.5(前回▲21.5)と17.0ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は84.4(前回79.4)と5.0ポイント上昇し、依然として業界全体で人手不足が続いている。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は0.6(今回▲0.6)と1.2ポイント改善、実車率は▲1.3(今回0.6)と1.9ポイント悪化する見込みである。 ・運転者の採用動向は▲8.4(今回▲4.5)と3.9ポイント低下し、運転者の雇用動向は96.8(今回84.4)と12.4ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R6.7月~9月期)の状況、中段は今回(R6.10月~12月期)の状況、下段は今後(R7.1月~3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和6年10月~12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲35.1(前回▲40.4)と5.3ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲1.9(前回▲17.0)と15.1ポイント増加した。 経常損益は▲2.6(前回▲10.8)と8.2ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲29.9(今回▲35.1)と5.2ポイント増加し、貨物の再委託は▲5.2(今回▲1.9)と3.3ポイント減少の見込みである。 経常損益は▲10.5(今回▲2.6)と7.9ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間																													
<ul style="list-style-type: none"> 前回より5.3ポイント増加した。 今後は5.2ポイント増加する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>横ばい</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計(ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>1.3</td> <td>5.8</td> <td>46.2</td> <td>44.4</td> <td>2.2</td> <td>(-40.4)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>10.4</td> <td>48.7</td> <td>36.4</td> <td>4.5</td> <td></td> <td>(-35.1)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>7.1</td> <td>59.1</td> <td>30.5</td> <td>3.2</td> <td></td> <td>(-29.9)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計(ポイント)	前回	1.3	5.8	46.2	44.4	2.2	(-40.4)	今回	10.4	48.7	36.4	4.5		(-35.1)	見通し	7.1	59.1	30.5	3.2		(-29.9)
項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計(ポイント)																							
前回	1.3	5.8	46.2	44.4	2.2	(-40.4)																							
今回	10.4	48.7	36.4	4.5		(-35.1)																							
見通し	7.1	59.1	30.5	3.2		(-29.9)																							
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)																													
<ul style="list-style-type: none"> 前回より15.1ポイント増加した。 今後は3.3ポイント減少する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>変わらない</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計(ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>13.9</td> <td>60.1</td> <td>21.1</td> <td>4.9</td> <td></td> <td>(-17.0)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>0.6</td> <td>18.2</td> <td>63.0</td> <td>14.9</td> <td>3.2</td> <td>(-1.9)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>1.3</td> <td>13.6</td> <td>66.9</td> <td>14.9</td> <td>3.2</td> <td>(-5.2)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計(ポイント)	前回	13.9	60.1	21.1	4.9		(-17.0)	今回	0.6	18.2	63.0	14.9	3.2	(-1.9)	見通し	1.3	13.6	66.9	14.9	3.2	(-5.2)
項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計(ポイント)																							
前回	13.9	60.1	21.1	4.9		(-17.0)																							
今回	0.6	18.2	63.0	14.9	3.2	(-1.9)																							
見通し	1.3	13.6	66.9	14.9	3.2	(-5.2)																							
経常損益																													
<ul style="list-style-type: none"> 前回より8.2ポイント改善した。 今後は7.9ポイント悪化する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に好転</th> <th>やや好転</th> <th>変化なし</th> <th>やや悪化</th> <th>大幅に悪化</th> <th>合計(ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>0.9</td> <td>27.8</td> <td>37.2</td> <td>27.8</td> <td>6.3</td> <td>(-10.8)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>0.6</td> <td>28.6</td> <td>40.9</td> <td>27.3</td> <td>2.6</td> <td>(-2.6)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.7</td> <td>18.3</td> <td>54.2</td> <td>23.5</td> <td>3.3</td> <td>(-10.5)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計(ポイント)	前回	0.9	27.8	37.2	27.8	6.3	(-10.8)	今回	0.6	28.6	40.9	27.3	2.6	(-2.6)	見通し	0.7	18.3	54.2	23.5	3.3	(-10.5)
項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計(ポイント)																							
前回	0.9	27.8	37.2	27.8	6.3	(-10.8)																							
今回	0.6	28.6	40.9	27.3	2.6	(-2.6)																							
見通し	0.7	18.3	54.2	23.5	3.3	(-10.5)																							

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第128回調査は、令和7年1月1日に、モニターに対して調査開始、令和7年1月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
70	460	471

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、年齢別では50代が最も多く、次いで60代となっており、また、運転経験年数別では5年以下のドライバーに飲酒運転事案が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事案が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

過去4年間における年齢別・運転経験年数別飲酒運転事案件数*

◆年齢別飲酒運転事案件数

年齢	年度	R2	R3	R4	R5
20代		1	1	0	0
30代		3	1	0	2
40代		11	3	6	5
50代		16	15	10	17
60代		4	6	2	16
計		35	26	18	40

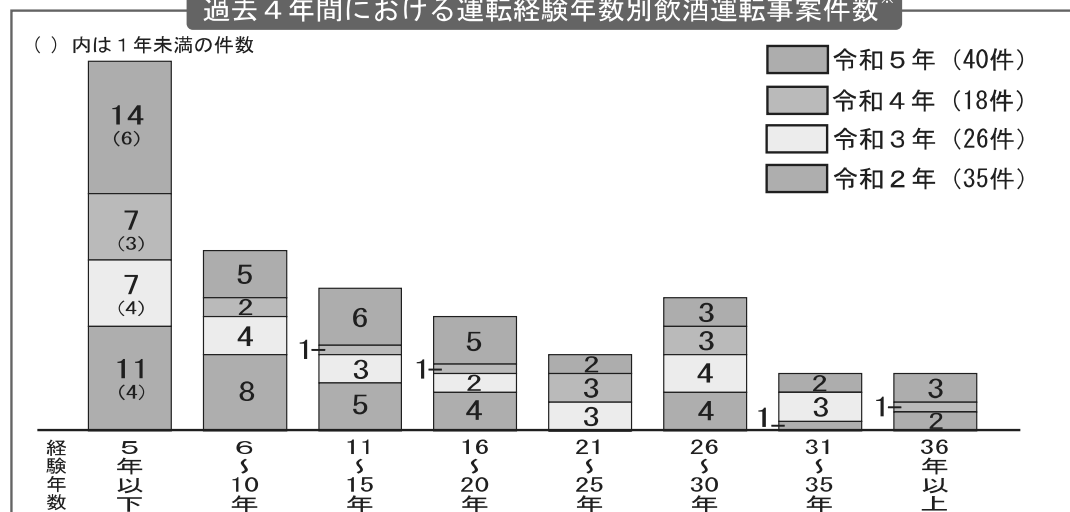
(単位：件)

◆運転経験年数別飲酒運転事案件数

運転経験年数	年度別件数	R2	R3	R4	R5
～5年 (1年未満の件数)		11 (4)	7 (4)	7 (3)	14 (6)
6～10年		8	4	2	5
11～15年		5	3	1	6
16～20年		4	2	1	5
21～25年		0	3	3	2
26～30年		4	4	3	3
31～35年		1	3	0	2
36年～		2	0	1	3

(単位：件)

過去4年間における運転経験年数別飲酒運転事案件数*



*自動車事故報告規則に基づき報告された事業用トラック（軽は含まず）の飲酒事案を国土交通省にて集計

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転致死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

行政処分基準

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車 再違反 200日車

- 指導監督義務違反(新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車 再違反 200日車

- 点呼実施義務違反(新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車 再違反 200日車

- ★ 上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

処分量定の引き上げ

- 点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未実施 20件以上 初違反 1件1日車 再違反 1件2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

2025.02

軽油価格調査集計表(2024年12月)

令和7年1月24日現在
(公社)全日本トラック協会

2024年12月

単純集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	129.28	115.61	124.75

2024年12月

元売別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	127.20	115.19	125.51
出光昭和シェル	141.67	116.67	129.00
キグナス			
コスモ	137.43	115.76	127.93
その他	123.14	115.08	121.24

2024年12月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	132.86	115.88	125.55
30～50キロリットル未満		115.68	119.95
50～100キロリットル未満	120.60	115.31	
100キロリットル以上	124.10	114.28	

2024年12月

支払期限別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	134.10	116.89	126.73
30～60日未満	128.40	114.78	124.21
60日以上	142.00	118.65	

軽油価格推移表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年8月	126.13	113.84	124.38
2024年9月	126.71	113.31	124.06
2024年10月	128.45	114.53	124.90
2024年11月	127.70	114.54	125.71
2024年12月	129.28	115.61	124.75

※消費税抜きの価格となります。

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

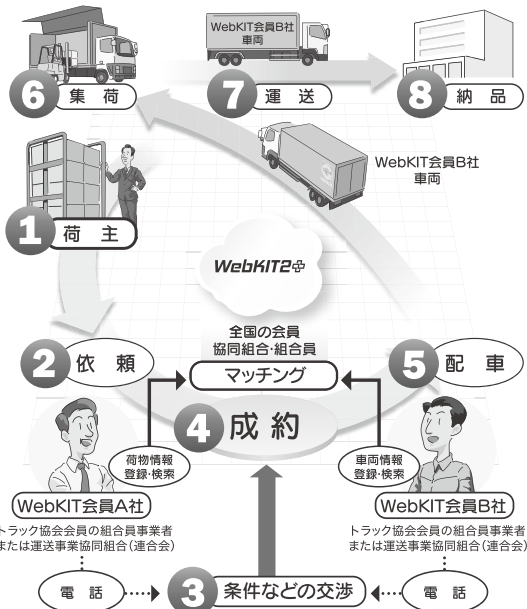
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつきます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定! 今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	≒2,000円
WebKIT2+利用料	※IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧いただけます。



右のQRコードから
動画をご覧頂けます。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリート軽油価格 127円(令和7年1月)	アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
ENEOSウイング軽油価格 126円(令和7年1月)	1L=79~81円(令和6年11月現在)
	※消費税別 ※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

令和7年度

無事故・無違反 優良ドライバー コンクール

実施期間 令和7年 4/1火 → 令和8年 3/31火

達成
ドライバー様には
賞状及び記念品を
贈呈!

思いやりを
乗せて走る運転を

◆ 応募方法

令和7年5月末までに
会社単位でエントリー用紙を
共済宛にFAXしてください

◆ 応募資格

令和7年4月1日現在
近畿共済に契約のある組合員様

◆ コンクール対象ドライバー


- ①令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間に在職者
- ②コンクール期間中 無事故・無違反である者
- ③営業用自動車の運転業務に専従している者

※但し、1組合員における参加ドライバー人数は、令和7年度当初(4/1現在)に於ける共済契約台数以内となります。

◆ 参加要項

エントリーいただいた組合員様に、コンクール期間終了後
下記①②の書類提出依頼のご案内を送付いたします。
(案内は令和8年4月頃に共済より発送いたします)

- ①達成ドライバーの「運転記録証明書」
- ②達成ドライバー推薦用紙

 近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鴨野西2-11-2 TEL.06-6965-2826 FAX.06-6965-2842

近畿交通共済協同組合 検索

<https://www.kinkyu.or.jp>



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は当組合奈良事務所 0742-90-0510

2025.3

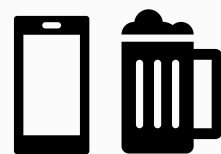
近畿交通共済協同組合

近畿共済安全通信

令和6年11月1日道路交通法の改正により…

自転車のスマホ・酒気帯びが 罰則強化されました

STOP



運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。(※停止中の操作は対象外)

違反者は
6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役または30万円以下の罰金



酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者・自転車の提供者は
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は
2年以下の懲役または30万円以下の罰金

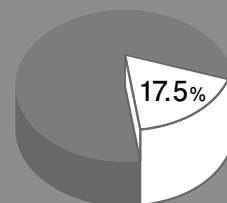
電動キックボードもながらスマホ、
酒気帯び運転厳禁です！



交通ルールを遵守しましょう！

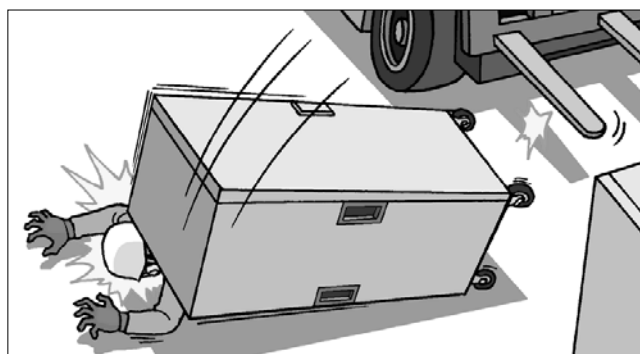
2025年3月13日(木)13:30より グランドメルキュール奈良橿原にて
奈良地域事故防止セミナーを開催します。ぜひお越しください(^^)/

重大な労働災害を防ぐためには

3 フォークリフト
使用時における
死亡災害

フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例 1 フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者が
コールドロールボックスパレットの下敷きに（死亡災害）



オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例 2 歩行者立入禁止エリアにいた被災者が
フォークリフトと接触（死亡災害）

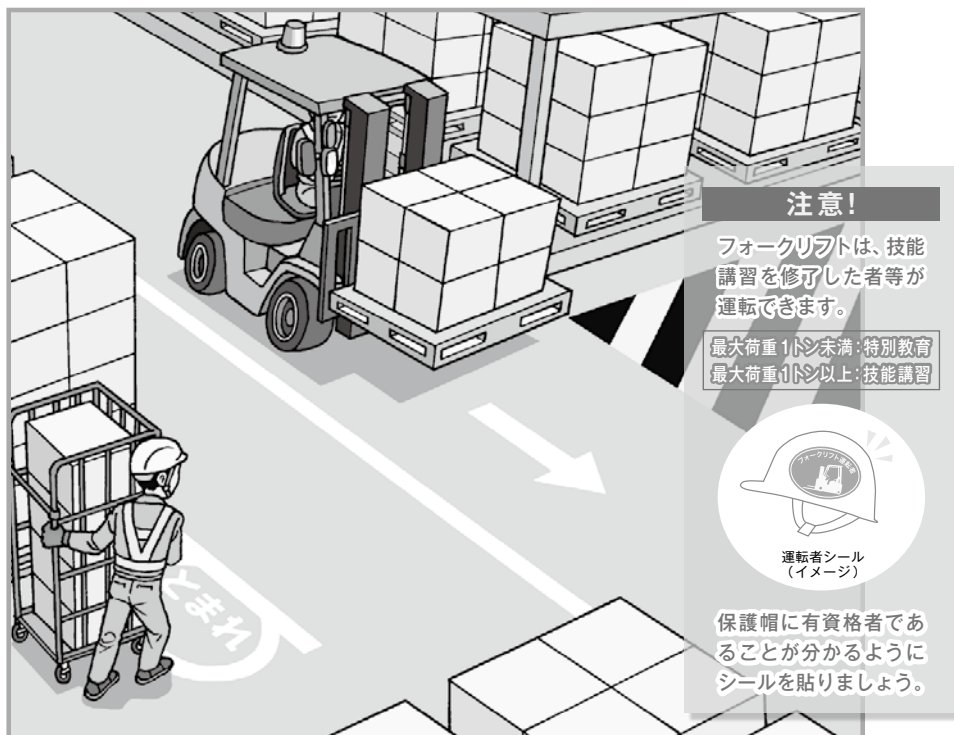


コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとこと アドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう

その他、事業者・作業者は 次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう

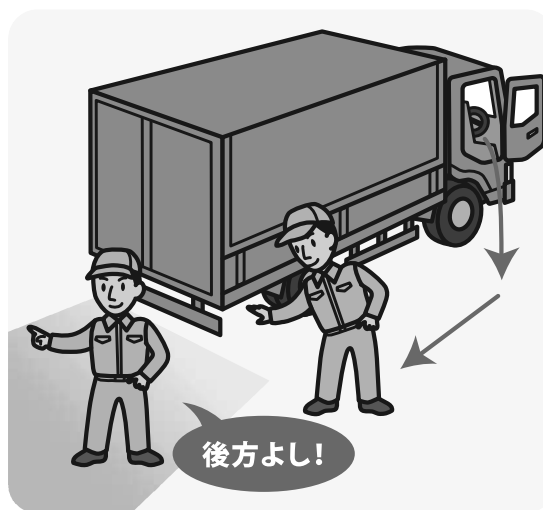


2 バン型は後方が死角となる

◆バック時はいったん下車して安全確認

バン型のトラックは後方がほとんど死角になります。そのため、バック時に事故が起こりやすくなります。

バックするときはいったん下車して後方の安全を確認するか、もしくは誘導してもらう必要があります。



◆バックアイカメラを過信しない

バックアイカメラは後方の状況を映し出すため、死角を大きく減少させる効果があり、広く普及しています。

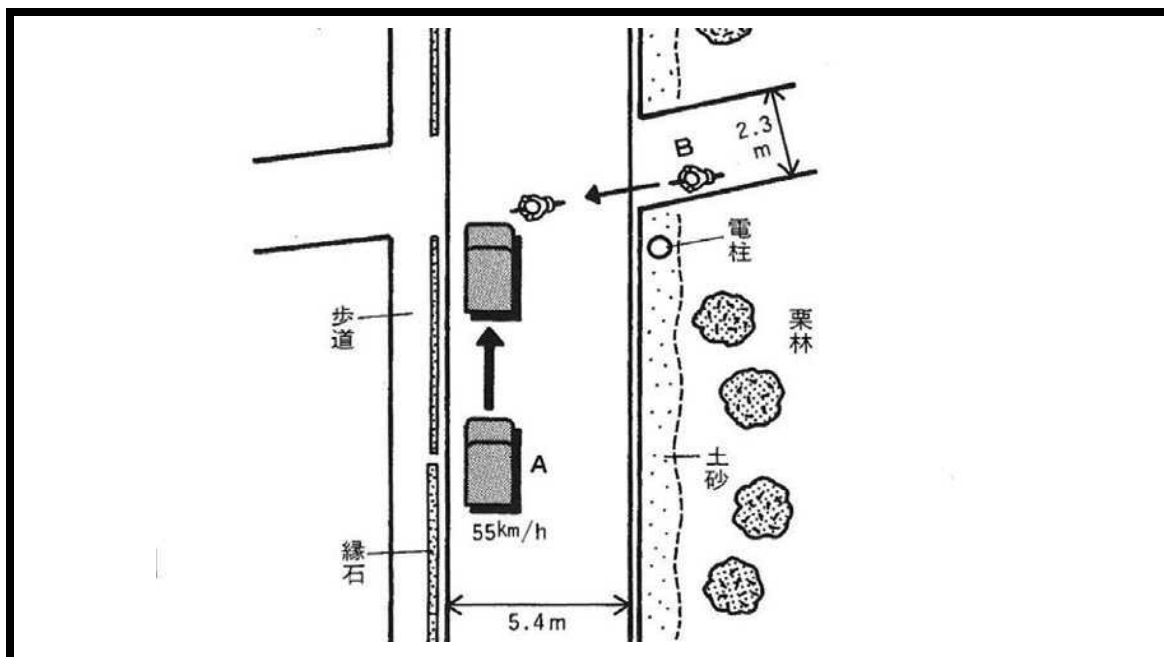
しかし、バックアイカメラにも限界がありますから、決して過信せず、慎重にバックする必要があります。



事業用自動車事故事例 No.115

(一般貨物) 軽貨物車と脇道から出てきた高齢者自転車の事故

■事故の概況



事故類型：出会い頭

当事者A：軽貨物車 30歳代 男性

当事者B：自転車 80歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、坂を上りきった付近にある十字路交差点を直進しようと時速約55kmで進行中、右方向から接近してくるB車を発見しました。

AはB車がA車の通過を待つため一旦停止するものと判断して、B車から目を離しそのまま直進したところ、B車が交差点に進入してきたことに気づきブレーキをかけたが間に合わず、衝突しました。

■ 事故から学ぶ

Bは、交差点に進入する際は、必ず左右の安全確認を行うべきで、そのためには、まず交差点手前で一旦停止し、左右の安全確認は、右、左、右と首を動かして行います。

車がこないときでも、次の瞬間に脇道などから出てくる場合があるので、警戒しながらゆっくり発進します。

また、車は思った以上に速い速度で走行していることもあるので、車が通り過ぎるまで待つゆとりを持ちましょう。

自転車は、子供や高齢者が乗っている場合が多いので、自動車の運転者は、自転車を見つけた場合にはつねに自転車の動静に注意を払って運転しましょう。

適正化事業・巡回指導報告書(令和7年1月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和7年1月実施状況		令和6年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
14件	11件	4月	12件	8月	10件	12月	11件	
		5月	14件	9月	19件	1月	11件	
		6月	15件	10月	16件	2月	件	
		7月	12件	11月	13件	3月	件	
							133件	

令和7年1月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	10	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	10	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	10	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	10	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	10	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	9	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	10	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	10	1	10.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	10	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	10	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	9	4	44.4%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	10	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	1	10.0%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	10	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	10	4	40.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	9	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	10	1	10.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	10	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	9	0	0.0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	1	33.3%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	10	2	20.0%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	7	4	57.1%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	7	1	14.3%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	10	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	2	20.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	10	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	10	1	10.0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	4	1	25.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	9	2	22.2%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	10	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	10	5	50.0%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	10	2	20.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	9	2	22.2%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	10	1	10.0%
指導件数合計		335	35	10.4%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	1件	3件	4件	1件	件	件	9件
新規参入	1件	件	件	件	件	件	1件
新規(他)	件	1件	件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	2件	4件	4件	1件	件	件	11件

トラック協会・陸災防奈良県支部

3月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
8	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
13	木	13:00～	第3回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
15	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
16	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
17	月	10:00～	第39回奈良県適正化事業実施機関評議委員会	奈良県トラック会館
17	月	14:00～	トラック運送における取引環境・労働時間改善協議会	奈良県トラック会館
22	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
23	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館

4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
16	水		第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
21	月		第1回総務委員会	奈良県トラック会館
24	木		第298回理事会	奈良県トラック会館



奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況



交通死亡事故が連続発生しています。交通ルールを守り安全運転をお願いします。

2月15日現在

区分	令和7年	前年同期	増減数	備考
総件数	4,880 件	4,431 件	449 件	1日に約 106 件
人身事故件数	323 件	276 件	47 件	1日に 7 件
	死者数 4 人	1 人	3 人	約12日に 1 人
	負傷者数 380 人	334 人	46 人	1日に約 8 人
物損事故件数	4,557 件	4,155 件	402 件	1日に約 99 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

2月15日現在

区分	令和7年	前年同期	増減数
総件数	261 件	213 件	48 件
人身事故件数	13 件	12 件	1 件
	死者数 0 人	1 人	-1 人
	負傷者数 16 人	16 人	0 人
物損事故件数	248 件	201 件	47 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

令和7年
春の交通安全県民運動

期間
令和7年4月6日から
15日まで
(10日間)

運動の重点

①こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

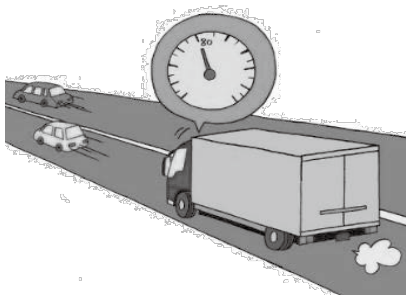
②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

3 あおり運転と思われない運転を心掛けよう

「あおり運転」（妨害運転）は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。車を運転する際は、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法で運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。

- 無理な進路変更はしない
- 車間距離を詰めすぎない
- 感情のコントロール
- 時間的に余裕を持った計画を立てる



駐車場での事故を防ごう

トラックを止めた際、サイドブレーキが甘いと自然発車して、駐車車両等に衝突するおそれがあります。トラックから離れる際は、エンジンを切り、しっかりサイドブレーキをかけ、短時間であっても輪留めを活用しましょう。



奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口に集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いいたします。

登録及び検査関係の案内につきましては、ヘルプデスク「050-5540-2063」（音声又はFAXサービス）により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局

堀井 巖 自民党奈良県連会長来訪

令和7年2月14日（金）、自民党奈良県連会長の堀井 巖 参議院議員が来訪され、県内の道路事情等について説明がありました。





トラックGメンからのお知らせ



違反原因行為と是正指導ってなに??

違反原因行為とは？

トラック運送事業者が法令違反になってしまう原因となる行為
トラックGメンは、以下の行為の疑いをしている荷主等に対して是正指導を実施する



⇒過労運転防止措置義務違反の原因に



⇒下請法・独占禁止法に違反するおそれあり



⇒下請法・独占禁止法に違反するおそれあり



⇒過積載運送の原因に



⇒最高速度違反の原因に



⇒輸送の安全を確保するための遵守事項違反の原因に

是正指導の流れ

情報提供

違反原因行為を
荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

違反原因行為を
荷主がしていることを
疑う相当の理由がある場合

要請

要請をしても
なお改善されない場合

勧告・公表

改善計画の提出が必要

より詳細な内容を知りたい方は近畿運輸局HPをご覧ください。

HPの閲覧はこちら⇒



※前号（1月,2月号）にて「トラックGメンってどんな人??」、「トラックGメンの業務ってなに??」を掲載しています。

積込先、配送先でのお困りごと、トラックGメンにご相談ください。

※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報（社名など）は、伝えません。

荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。

公表が規定される勧告の場合を除き、各申告にかかる対応経過は、情報提供者含めご回答いたしかねますのでご了承ください。

【お電話での情報提供・問い合わせはこちら】

近畿運輸局奈良運輸支局トラックGメン

0743-59-2151

（音声 flowed たら「4」を押し）

目安箱による
情報提供は
こちら ⇒



トラック・物流Gメンによる
「集中監視月間（令和6年11月・12月）」の
近畿運輸局での取組結果について

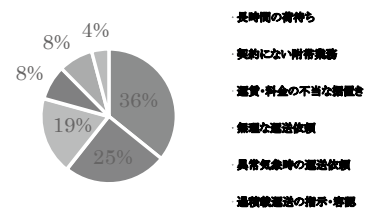
① 違反原因行為の疑いのある荷主等への是正指導件数について

働きかけ：37件
要請：2件

令和6年4月～10月：61件
令和6年11月・12月：39件 ➡月平均2.2倍！！

違反原因行為別割合

（集中監視月間中の是正指導39件）



② トラック事業者等への情報収集

令和6年4月～10月：281件
令和6年11月・12月：127件 ➡月平均1.5倍！！
※電話又は訪問により、トラック・物流Gメンが直接ヒアリングが実施できた件数を計上

③ 荷主等へのパトロールについて

令和5年7月（※Gメン発足時）～令和6年10月：1033件
令和6年11月・12月：197件 ➡月平均1.5倍！！
※パトロール：荷主・元請事業者等にGメン制度と違反原因行為についての説明を行い、周知を行うとともに注意喚起を促す訪問の総称



④ トラックステーション等での運転手への啓発活動

- 11月28日 奈良県 針トラックステーション（チラシ80部配布）
- 12月16日 滋賀県 彦根トラックステーション（チラシ11部配布）
- 12月24日 大阪府 大阪トラックステーション（チラシ約30部配布）
- 12月24日 京都府 名神高速道路桂川SA（チラシ16部配布）



令和6年度 自動車関係功労者（従事者） 近畿運輸局長表彰受賞

日時：令和7年2月14日(金) 午前10時30分～
場所：大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用室

関西名鉄運輸株式会社 堀内 徳彦氏が多年にわたり営業用自動車の運転業務に精励し、勤務成績が優秀で他の模範と認められ、近畿運輸局長表彰を受賞しました。

岩城宏幸近畿運輸局長より「今年、大阪で万国博覧会が開かれ人流や物流の増加が予想されることや、トラックドライバーに対する時間外労働上限規制適用の2024年問題等の中、国民生活を支えて頂いていることに感謝します。今後も輸送の安全に尽力し、業界のリーダーとして活躍されることを期待します。」と祝辞がありました。



▲左側1人目が堀内徳彦氏 左側から3人目が岩城宏幸近畿運輸局長



飛鳥ナンバー「ラッピングトラック」お披露目式 ～飛鳥ナンバー協議会～

日：令和7年2月26日(水)

場所：五條市住川町 ベストライン(株) 本社

飛鳥ナンバーを付けた大型トラックに、対象地域内自治体の観光情報をデザインした「ラッピングトラック」のお披露目式が行われました。



トラック奈良 2025年3月 第371号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫

TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212

「点呼」は安全運行の要

安全最優先の徹底 飲酒運転の根絶

近畿運輸局 奈良運輸支局
奈良県トラック協会